

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第七条第五項又は」を「第七条第五項若しくは」に、「第七条の六第一項ただし書」を「第七条の六第一項第一号若しくは第二号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第二条 興行場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第五項又は」を「第七条第五項若しくは」に、「第七条の六第一項ただし書」を「第七条の六第一項第一号若しくは第二号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第三条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第五項又は」を「第七条第五項若しくは」に、「第七条の六第一項ただし書」を「第七条の六第一項第一号若しくは第二号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改める。

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第四条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第十一条の三第一項及び第二項」を「第十一条の三第一項、第二項、第四項及び第五項」に、「同条第一項又は第二項に定める書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスク」を「シー・デー・ロム又はデー・ロム・ブイ・デー・ロム」に改める。

第六条第一項中「第五条の四第四項」を「第五条の六第四項」に改める。

第十九条第一項の表中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に、「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に、「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める。

第二十条の二第一項の表に次のように加える。

政令第三百二十七条の十六第二号の規定による認定

付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び既存不適格調査

第二十条の五を第二十条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

(全体計画認定の申請)

第二十条の五 省令第十条の二十三第六項の規定により知事が定める書類は、適合判定通知書の写しとする。

第三十二条第一項中「承認」を削る。

別記様式第二十号中

「許可(認定, 承認, 検査及び合格証交付)年月日及び番号」

を

「許可(認定, 承認, 検査及び合格証交付)年月日及び番号」

に改める。

別記様式第二十一号中「承認, 確認」を「確認」に

「3 許可(認定, 承認, 確認証交付)年月日及び番号」

「3 許可(認定, 確認証交付)年月日及び番号」

に改める。

別記様式第二十二号中「承認, 確認」を「確認」に

「2 許可(認定, 承認, 確認証交付)年月日及び番号」

「2 許可(認定, 検査及び合格証交付)年月日及び番号」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。
(様式に係る経過措置)

2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の建築基準法施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。